滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会幹事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会規約第10条第1項の規定に基づいて設置する幹事会の運営について定めるものとする。

(組織)

- 第2条 幹事会の構成員は別表のとおりとする。
- 2 幹事会に幹事長および副幹事長をそれぞれ1名置き、幹事の互選により選出する。
- 3 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会を代表する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその業務を代行する。

(会議)

- 第3条 幹事会は、会長が招集する。
- 2 幹事長は、会議の議長となる。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または、関係資料等の提出を求めることができる。

(報告)

第4条 幹事長は、幹事会の検討事項に関する協議が終了したとき、または、会長が求めるときは、検討 の経過および結果を整理し、会長に報告するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定めるところによる。

付 則

この規定は、平成27年9月18日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年11月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年6月24日から施行する。

別表 (第2条関係)

	団体名
県内経済 団体等の 関係団体	滋賀県商工会議所連合会
	滋賀県商工会連合会
	滋賀県中小企業団体中央会
	公益社団法人びわこビジターズビューロー
電気通信等関係 事業者	タケショウ株式会社
	西日本電信電話株式会社滋賀支店
	東近江ケーブルネットワーク株式会社
	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
県内 各市町 および 滋賀県	野洲市(滋賀県市長会会長団体)
	豊郷町(滋賀県町村会会長団体)
	大津市
	滋賀県県民生活部
	滋賀県総合政策部防災危機管理局
	滋賀県商工観光労働部中小企業支援課
	滋賀県商工観光労働部観光交流局